

原子力規制委員会設置法の施行期日を定める政令 参照条文

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年六月二十七日法律第四十七号）（抄）

…
1

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年六月二十七日法律第四十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（七）（略）